

中小企業向け制度では 教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止

☑ 賃上げ促進税制の改正

賃 上げ促進税制とは、一定の要件を満たした場合に前年度より増加した給与等の増加額に一定割合を乗じた金額を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度である。

賃上げ促進税制は、法人の規模に応じて大企業向け、中堅企業向け、中小企業向けと区分されており、それぞれで適用要件や税額控除率等が異なる。

今回の改正では、大企業向

中堅企業向け制度は
令和9年度末に廃止

今回の改正では、大企業向



け、中堅企業向け、中小企業向けでそれぞれ異なる見直しが行われることとなった。これは、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況を踏まえて行われた見直しである。

①大企業向け（資本金1億円超かつ従業員2000人超の

法人）
継続雇用者給与等支給額が前年より3%以上増加した大企業は原則の税額控除率は10%で、一定の要件を満たした場合に控除率の上乗せ措置が講じられていた。これが令和8年3月31日をもって、期限を待たずに制度廃止される。

②中堅企業向け（従業員2000人以下の法人）
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については図表1の措置が講じられ、令和9年3月31日をもって制度廃止される。

③中小企業向け
教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する（図表2）。廃止時期については未定だ。中小企業向けの制度は、原則として資本金1億円以下の法人が対象となる。

ただし、大規模法人の100%子会社や前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人等については、中堅企業向けの制度が適用されていた。

したがって、改正後はこれらの法人については、本制度の適用ができなくなることもあった。

図表1 中堅企業向け賃上げ促進税制の改正内容

	改正前	改正後
通常要件	①適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加 ②税額控除 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%	①適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より4%以上増加 ②税額控除 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%
上乗せ措置Ⅰ	①適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より4%以上増加 ②税額控除 税額控除率を15%上乗せ（25%）	①適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より5%以上増加 ②税額控除 税額控除率を5%上乗せ（15%） ※継続雇用者給与等支給額が6%以上増加した場合、税額控除率を15%上乗せ（25%）
上乗せ措置Ⅱ	①適用要件 教育訓練費が前年度より10%以上増加かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上 ②税額控除 税額控除率を5%上乗せ	廃止
上乗せ措置Ⅲ	①適用要件 プラチナくるみん認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けている場合、またはえるぼし認定（3段階目）を受けている場合 ②税額控除 税額控除率を5%上乗せ	
控除限度額	法人税額の20%を上限	

〈用語の定義〉

- *継続雇用者給与等支給額
継続雇用者（前事業年度および適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等の支給額の合計額
- *雇用者給与等支給額
すべての国内雇用者に対する給与等の支給額の合計額
- *控除対象雇用者給与等支給増加額
適用事業年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額

（出所）筆者作成